

○富山市大山農山村交流センター条例

平成17年4月1日
富山市条例第209号

(設置)

第1条 豊かな自然資源と恵まれた地域資源を活用した交流及び体験の場等を提供することにより、農業の振興と地域の活性化を図るため、富山市大山農山村交流センター(以下「農山村交流センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 農山村交流センターの位置は、富山市原282番地とする。

(事業)

第3条 農山村交流センターは次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 惣菜の製造及び販売に関すること。
- (2) 工芸品の製造及び販売に関すること。
- (3) 農産畜産物及びその加工品の販売に関すること。
- (4) 農産物及び山菜の加工体験並びに各種イベントの企画管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、農山村交流センターの設置目的を達成するため、必要な事業

(施設)

第4条 農山村交流センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 特産物販売所
- (2) 体験交流室
- (3) 加工体験室
- (4) 休息室

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に農山村交流センターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 農山村交流センターの施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

(2) 第3条各号に掲げる事業に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、農山村交流センターの管理に関し市長が必要と認める業務

(開館時間)

第7条 農山村交流センターの開館時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認められるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第8条 農山村交流センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認められるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(1) 月曜日(12月15日から翌年の3月31日までの日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)

(2) 休日の翌日(12月15日から翌年の3月31日までの日を除く。)

(損害賠償)

第9条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物を携行する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、農山村交流センターの管理上特に支障があると認められる者

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大山町地域農産物等活用型総合交流促進施設設置条例(平成11年大山町条例第10号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月30日富山市条例第346号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。